

(第39号議案)

中野区国民健康保険条例の一部を改正する条例について

1 改正内容

(1) 国民健康保険運営協議会を国民健康保険事業の運営に関する協議会に改める。

(2) 国民健康保険事業費納付金をもとに保険料を算出する規定に改める。

(3) 保険料率等を次のとおり改める。

①基礎賦課分

○所得割率 100分の7.47 を 100分の7.49 に改正する。

○所得割の賦課割合 100分の57 を 100分の60 に改正する。

○均等割の賦課割合 100分の43 を 100分の40 に改正する。

②後期高齢者支援金等賦課分

○所得割率 100分の1.96 を 100分の2.23 に改正する。

○所得割の賦課割合 100分の57 を 100分の61 に改正する。

○均等割の賦課割合 100分の43 を 100分の39 に改正する。

③介護納付金賦課分

○所得割率 100分の1.63 を 100分の1.67 に改正する。

○所得割の賦課割合 100分の50 を 100分の52 に改正する。

○均等割の賦課割合 100分の50 を 100分の48 に改正する。

(4) 保険料均等割軽減の対象となる判定所得の基準を次のとおり改める。

①第2号該当(5割軽減)

被保険者等の合計数に乗ずる金額

27万円 を 27.5万円 に改正する。

②第3号該当(2割軽減)

被保険者等の合計数に乗ずる金額

49万円 を 50万円 に改正する。

(5) 賦課限度額を次のとおり改める。

①基礎賦課限度額

54万円 を 58万円 に改正する。

## 2 改正理由

- (1) 国民健康保険法の改正に伴い、所要の規定整備をする。
- (2) 賦課総額改正のため、基礎賦課分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の保険料率等を改正する。
- (3) 国民健康保険法施行令改正により、基礎賦課限度額が引き上げられたため改正する。
- (4) 国民健康保険法施行令改正により、低所得者に対する保険料均等割の軽減判定所得の基準が引き上げられたため改正する。

## 3 実施時期

平成30年4月1日から施行する。

中野区国民健康保険条例（昭和34年中野区条例第13号）新旧対照表

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 <u>国民健康保険事業の運営に関する協議会</u> (第2条・第3条)</p> <p>第3章～第5章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 <u>国民健康保険事業の運営に関する協議会</u> (委員の定数)</p> <p>第2条 <u>国民健康保険事業の運営に関する協議会</u> (以下「協議会」という。)の委員の定数は、次の各号の定めるところによる。 (1)～(4) (略)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>第3章～第5章 (略)</p> <p>第6章 保険料</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額は、<u>世帯主の世帯</u>に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（法施行令第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。  (一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第19条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」と</p>	<p>目次</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u>（第2条・第3条）</p> <p>第3章～第5章 (略)</p> <p>附則</p> <p>第1章 (略)</p> <p>第2章 <u>国民健康保険運営協議会</u> (委員の定数)</p> <p>第2条 <u>国民健康保険運営協議会</u>（以下「協議会」という。）の委員の定数は、次の各号の定めるところによる。 (1)～(4) (略)</p> <p>第3 (略)</p> <p>第3章～第5章 (略)</p> <p>第6章 保険料</p> <p>第14条 (略)</p> <p>(保険料の賦課額)</p> <p>第14条の2 保険料の賦課額は、<u>被保険者である世帯主及びその世帯</u>に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（法施行令第29条の7第1項に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）並びに介護納付金賦課被保険者（同項に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同項に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）の合算額とする。  (一般被保険者に係る基礎賦課総額)</p> <p>第14条の3 保険料の賦課額のうち一般被保険者（法附則第7条第1項に規定する退職被保険者等（以下「退職被保険者等」という。）以外の被保険者をいう。以下同じ。）に係る基礎賦課額（第19条の2の規定により基礎賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。）の総額（以下「基礎賦課総額」と</p>

いう。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 療養の給付に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額の合算額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金（以下「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用（東京都（以下「都」という。）が行う国民健康保険の一般被保険者に係るもの限り、都の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）の額

ウ 法第81条の2第4項の財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額

エ 法第81条の2第9項第2号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額

オ 保健事業に要する費用の額

カ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する

いう。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における療養の給付に要する費用

（一般被保険者に係るものに限る。）の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用（一般被保険者に係るものに限る。）の額、高齢者医療確保法の規定による前期高齢者納付金等（以下「前期高齢者納付金等」という。）の納付に要する費用の額、保健事業に要する費用の額、法第81条の2第1項第1号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額、同条第1項第2号に掲げる交付金を交付する事業に係る同条第2項の規定による拠出金（当該事業に関する事務の処理に要する費用に係るものを除く。）の納付に要する費用の額の2分の1に相当する額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務（前期高齢者納付金等、高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等（以下「後期高齢者支援金等」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等（以下「病床転換支援金等」という。）並びに介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下「介護納付金」という。）の納付に関する事務を含む。次号において同じ。）の執行に要する費用を除く。）の額（退職被保険者等に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、退職被保険者等に係る入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用の額を除く。）の合算額から法附則第7条第1項

費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額並びに都が行う国民健康保険の一般被保険者に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）及び退職被保険者等に係る国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額を除く。）

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法第74条の規定による補助金の額

イ 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。）に係るものを除く。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）の額

ウ 国民健康保険保険給付費等交付金（法第75条の2第1項の国民健康保険保険給付費等交付金をいう。エにおいて同じ。）（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用（法附則第22条の規定により読み替えられた法第70条第1項に規定する療養の給付等に要する費用をいう。エにおいて同じ。）に係るものを除く。）の額

エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保

第2号に規定する調整対象基準額に同号に規定する退職被保険者等所属割合（以下「退職被保険者等所属割合」という。）を乗じて得た額を控除した額（高齢者医療確保法の規定による前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金（高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金（以下「後期高齢者支援金」という。）及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金（以下「病床転換支援金」という。）並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の規定による調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金（後期高齢者支援金及び病床転換支援金並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第72条の5の規定による負担金、法第74条の規定による補助金、法第75条の規定による補助金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）及び貸付金（後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用に係るものを除く。）、法第81条の2第1項の規定による交付金並びにその他の国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険の事務の執行に要する費用並びに後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を除く。）のための収入（法第72条の3第1項の規定による繰入金及び法附則第7条第1項の規定による療養給付費等交付金（以下「療養給付費等交付金」という。）を

除の事務の執行に要する費用を除く。）のための収入（法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金及び国民健康保険保険給付費等交付金（退職被保険者等の療養の給付等に要する費用に係るものに限る。）を除く。）の額

第14条の4～第15条の3（略）

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の7.49（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の60に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき38,400円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

第15条の5～第15条の7（略）

（基礎賦課限度額）

第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額及び第15条の5の基礎賦課額の合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。）は、580,000円を超えることができない。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第19条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額すること

除く。）の額の合算額

第14条の4～第15条の3（略）

（一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率）

第15条の4 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の7.47（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の57に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（法施行令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。）第32条の9に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき38,400円（一般被保険者に係る基礎賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額）

第15条の5～第15条の7（略）

（基礎賦課限度額）

第15条の8 第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第14条の4の基礎賦課額及び第15条の5の基礎賦課額の合算額をいう。第19条及び第19条の2において同じ。）は、540,000円を超えることができない。

（一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額）

第15条の9 保険料の賦課額のうち一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額（第19条の2の規定により後期高齢者支援金等賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額すること

となる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に充てる部分であつて、都が行う国民健康保険の一般被保険者に係るものに限る。次号において同じ。)の額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第15条の10～第15条の11 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.23 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の6.1に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の

となる額を含む。)の総額(以下「後期高齢者支援金等賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用の額から後期高齢者支援金及び病床転換支援金の額に退職被保険者等所属割合を乗じて得た額を控除した額

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の規定による調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第75条の規定による補助金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)及び貸付金(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用に係るものに限る。)その他国民健康保険事業に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に要する費用(後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。))に係るものに限る。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金及び療養給付費等交付金を除く。)の額の合算額

第15条の10～第15条の11 (略)

(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第15条の12 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の1.96 (一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の5.7に相当する額を一般被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(法施行令第29条の

7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき11,100円(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の39に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における一般被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第15条の13～第15条の16 (略)

(介護納付金賦課総額)

第16条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額

(第19条の2の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

- (1) 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

- (2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第22条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法附則第9条第1項の規定により読み替えられた法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

第16条の2～第16条の3 (略)

7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき11,100円(一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課総額の100分の43に相当する額を当該年度の初日における一般被保険者の見込数で除して得た額)

第15条の13～第15条の16 (略)

(介護納付金賦課総額)

第16条 保険料の賦課額のうち介護納付金賦課額

(第19条の2の規定により介護納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「介護納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

- (1) 当該年度における介護納付金の納付に要する費用の額

(2) 当該年度における法第70条の規定による負担金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の規定による調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第72条の2の規定による都道府県調整交付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)、法第75条の規定による補助金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び貸付金(介護納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)その他国民健康保険事業に要する費用(介護納付金の納付に要する費用(介護納付金の納付に関する事務の執行に要する費用を除く。)に係るものに限る。)のための収入(法第72条の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額の合算額

第16条の2～第16条の3 (略)



(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の1.67 (介護納付金賦課総額の100分の52に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき15,600円 (介護納付金賦課総額の100分の48に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

第16条の5～第19条 (略)

(保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が580,000円を超える場合には580,000円) 及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が190,000円を超える場合には190,000円) 並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が160,000円を超える場合には160,000円) の合算額とする。

- (1) (略)
- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、275,000円に当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険者

(介護納付金賦課額の保険料率)

第16条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の1.63 (介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額 (法施行令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額) の総額で除して得た数)
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき15,600円 (介護納付金賦課総額の100分の50に相当する額を当該年度の初日における介護納付金賦課被保険者の見込数で除して得た額)

第16条の5～第19条 (略)

(保険料の減額)

第19条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第14条の4又は第15条の5の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が540,000円を超える場合には540,000円) 及び第15条の10又は第15条の13の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が190,000円を超える場合には190,000円) 並びに第16条の2の介護納付金賦課額から、それぞれ当該各号のウに定める額を減額して得た額 (当該減額して得た額が160,000円を超える場合には160,000円) の合算額とする。

- (1) (略)
- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、270,000円に当該年度の保険料賦課期日 (賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。) 現在においてその世帯に属する被保険者

の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア～ウ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、500,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者

ア～ウ (略)

第19条の3～第24条の3 (略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第24条の4 (略)

- 2 前項の届出に当たり、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

第7章・第8章 (略)

附 則 (略)

附 則

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 改正後の中野区国民健康保険条例の規定は、平成30年度分の保険料から適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。

の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外の者

ア～ウ (略)

- (3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に規定する金額に、490,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前2号に該当する者以外の者

ア～ウ (略)

第19条の3～第24条の3 (略)

(特例対象被保険者等に係る届出)

第24条の4 (略)

- 2 前項の届出は、特例対象被保険者等の雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定する雇用保険受給資格者証を提示して行わなければならない。

第7章・第8章 (略)

附 則 (略)

## 平成30年度国保保険料率の算出について

## 1 平成30年度保険料率等前年度比較

(単位：円)

保険料率等 (旧ただし書方式)		所得割率	均等割額	1人当たり保険 料額 ※1	賦課限度額 ※2
30年度	基礎分(60:40)	7.49%	38,400	95,147	580,000
	支援分(61:39)	2.23%	11,100	28,128	190,000
	介護分(52:48)	1.67%	15,600	31,924	160,000
	計	11.39%	65,100	155,199	930,000
	対前年増減	0.33%	0	5,380	40,000
29年度	基礎分+支援分 (57:43)	9.43%	49,500	118,441	730,000
	介護分(50:50)	1.63%	15,600	31,378	160,000
	計	11.06%	65,100	149,819	890,000

※1 一人当たり保険料額は、賦課総額÷被保険者数

※2 国民健康保険法施行令で決定(国)

## 2 平成30年度国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率について

## (1) 平成30年度国保事業費納付金(中野区)

(単位：円)

事業費納付金		一般被保険者分(介護分は退職被保険者等分を含む)			合計
		医療分	支援分	介護分	
		8,775,676,657	2,849,056,620	1,077,729,185	12,702,462,462
標準保険料率	所得割	8.09%	2.65%	2.32%	13.06%
	均等割	45,986	15,024	17,292	78,302

## (2) 保険料率の算定 (中野区)

(単位：円)

		医療分 中野区保険料率	支援分 中野区保険料率	介護分 (一般+退職)	合計
国保事業費納付金	A	8,775,676,657	2,849,056,620	1,078,537,185	12,703,270,462
加算調整(+)	B	384,293,000	0	0	384,293,000
減算調整(-)	C	1,394,587,712	297,005,327	105,206,286	1,796,799,325
標準保険料率の算定に必要な保険料総額	$D = A + B - C$	7,765,381,945	2,552,051,293	973,330,899	11,290,764,137
中野区激変緩和①	減額する割合 支援分、介護分 E	0%	9%	9%	-
支援分・介護分は、納付金を減額	$F = A \times E$	0	256,415,096	97,068,347	353,483,443
保険料総額 (激変緩和①適用後)	$G = D - F$	7,765,381,945	2,295,636,197	876,262,552	10,937,280,694
中野区激変緩和②	割り返す収納率 H	96.00%	96.00%	96.00%	-
	加算される額 $I = G / H - G$	323,557,581	95,651,508	36,510,940	455,720,029
保険料総額 (激変緩和①②適用後)	保険料総額 $J = G + I$	8,088,939,526	2,391,287,705	912,773,492	11,393,000,723
賦課割合 (所得割：均等割)	K	60:40	61:39	52:48	-
所得割保険料	$L = J \times \text{所得割賦課割合}$	4,824,363,526	1,447,621,205	466,738,292	6,738,723,023
限度額控除後所得総額	M	64,448,171,200	64,866,445,000	27,915,799,200	-
所得割率	$N = L / M$	7.49%	2.23%	1.67%	11.39%
均等割保険料	O	3,264,576,000	943,666,500	446,035,200	4,654,277,700
被保険者数	P	85,015人	85,015人	28,592人	-
均等割額	$Q = O / P$	38,400	11,100	15,600	65,100
一人当たり保険料算定額	$R = J / P$	95,147	28,128	31,924	155,199

## 国民健康保険モデル世帯別保険料の前年度比較

保険料率等 (旧ただし書方式)	30年度				29年度		
	基礎分 (60:40)	支援分 (61:39)	介護分 (52:48)	計	基礎分+支援分 (67:43)	介護分 (50:50)	計
所得割率	7.49%	2.23%	1.67%	11.39%	9.43%	1.63%	11.06%
均等割額(円)	38,400	11,100	15,600	65,100	49,500	15,600	65,100
1人当たり保険料額(円)	95,147	28,128	31,924	155,199	118,441	31,378	149,819
賦課限度額(円)	580,000	190,000	160,000	930,000	730,000	160,000	890,000

※一人当たり保険料額は、賦課総額÷被保険者数

※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

※平成27年度賦課時統計において、国保2人世帯以下及び総所得400万未満の割合は9割を超える。

## ①年金受給者(65歳以上)1人世帯【世帯主(65歳)のみ】 【単位:円】

年収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
29年度基準保険料 [a] (基礎分+支援分)		14,850	14,850	83,921	188,121	265,918	345,130	425,285	505,440
30年度	区保険料(最終案) [b] (基礎分+支援分)	14,850	14,850	85,284	192,384	272,573	354,221	436,841	519,461
	前年度保険料との比較 [b] - [a]	0	0	1,363	4,263	6,655	9,091	11,556	14,021

均等割軽減割合対象 7割 7割 2割

## ②年金受給者(65歳以上)2人世帯【世帯主(65歳)+配偶者(65歳・収入なし)】 【単位:円】

年収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
29年度基準保険料 [a] (基礎分+支援分)		29,700	29,700	93,821	237,621	315,418	394,630	474,785	554,940
30年度	区保険料(最終案) [b] (基礎分+支援分)	29,700	29,700	95,184	241,884	322,073	403,721	486,341	568,961
	前年度保険料との比較 [b] - [a]	0	0	1,363	4,263	6,655	9,091	11,556	14,021

均等割軽減割合対象 7割 7割 5割

## ③給与所得者(65歳未満)1人世帯【世帯主(40歳)のみ】 【単位:円】

年収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
29年度基準保険料 [a] (基礎分+支援分+介護分)		19,530	34,762	163,534	240,954	322,798	411,278	499,758	592,662
30年度	区保険料(最終案) [b] (基礎分+支援分+介護分)	19,530	34,828	166,471	246,201	330,487	421,607	512,727	608,403
	前年度保険料との比較 [b] - [a]	0	66	2,937	5,247	7,689	10,329	12,969	15,741

均等割軽減割合対象 7割 5割

## ④給与所得者(65歳未満)2人世帯【世帯主(40歳)+配偶者(40歳・収入なし)】 【単位:円】

年収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円
29年度基準保険料 [a] (基礎分+支援分+介護分)		39,060	67,312	202,594	306,054	387,898	476,378	564,858	657,762
30年度	区保険料(最終案) [b] (基礎分+支援分+介護分)	39,060	67,378	205,531	311,301	395,587	486,707	577,827	673,503
	前年度保険料との比較 [b] - [a]	0	66	2,937	5,247	7,689	10,329	12,969	15,741

均等割軽減割合対象 7割 5割 2割